

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和5年12月21日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300137 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300019 号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 57 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

昭和 57 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る昭和 57 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

昭和 57 年 4 月 1 日から、同年 6 月 1 日に正職員として採用されるまでの間、A 事業所に臨時職員として継続して勤務したが、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 5 月 31 日と記録されているので、同年 6 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びBから提出された勤務記録、Bの回答並びに雇用保険記録等により、請求者は昭和 57 年 5 月 31 日までA事業所（現在は、C事業所）に継続して勤務していたことが確認できることから、臨時職員としての退職日は同年 5 月 31 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（以下「資格喪失日」という。）は同年 6 月 1 日とするのが適切であったと認められる。

また、B及びC事業所は、請求期間当時の給与額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料は保管しておらず、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除したか不明である旨を回答しているが、A事業所において被保険者であった者の資格喪失日及び雇用保険の離職日の記録並びに請求期間後に同事業所で社会保険事務を担当していた者の陳述によると、同事業所では退職日が月末日の場合の資格喪失日

は翌月 1 日として届出を行い、当該退職日の属する月に係る厚生年金保険料は給与から控除するよう取り扱っていたことがうかがえることから、請求者は、昭和 57 年 5 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたと認めるのが妥当である。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 57 年 4 月の記録から、8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、請求者の資格喪失日の届出をどのように行ったか、また、請求期間の厚生年金保険料を納付したかについて、いずれも不明である旨を回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 6 月 1 日として届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 5 月 31 日を資格喪失日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300142 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300020 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における標準賞与額を令和元年 12 月 24 日は 25 万 9,000 円、令和 2 年 8 月 11 日及び同年 12 月 25 日は 24 万円に訂正することが必要である。

令和元年 12 月 24 日、令和 2 年 8 月 11 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和元年 12 月 24 日、令和 2 年 8 月 11 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における標準賞与額を令和 2 年 8 月 11 日は 28 万 3,000 円、同年 12 月 25 日は 28 万 2,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成 2 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和元年 12 月 24 日

② 令和 2 年 8 月 11 日

③ 令和 2 年 12 月 25 日

請求期間①、②及び③（以下「請求期間」という。）において、A 社から賞与が支給されたが、同社が当該賞与に係る届出を失念し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

当該賞与から厚生年金保険料も控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者の請求期間に支給された賞与については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年8月17日付けで、事業主から健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が年金事務所に提出されたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。

2 請求期間について、A社から提出された賃金台帳により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、令和元年12月24日は25万9,000円、令和2年8月11日及び同年12月25日は24万円に訂正することが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、事業主が厚生年金保険の保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社に係る履歴事項全部証明書によると、請求者は令和元年12月27日に同社の取締役就任しており、請求期間②及び③において同社の取締役であることが確認できる。

しかしながら、A社で事務を担当している事業主の妻は、「給与計算や社会保険の届出に関する事務は全て私が一人で行っており、請求者が関与することはない。前任者との引継ぎがうまくいかず、私が賞与支払届の提出を失念していた。」と陳述しており、請求者は、給与計算や社会保険事務に関与する取締役ではなかったと考えられることから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書には該当しない。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年8月17日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②及び③について、上記賃金台帳により確認できる賞与額から、請求者のA社における標準賞与額を令和2年8月11日は28万3,000円、同年12月25日は28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②及び③の訂正後の標準賞与額（上記2の厚生年金特例法に基づ

く訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付(年金額)の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。